

議員提出議案第 4 号

くまもと県産酒で乾杯条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年3月16日提出

提出者 熊本県議会議員

吉永 和世
坂田 孝志
松村 秀逸
岩田 智子
前田 憲秀

熊本県議会議長 小早川 宗 弘 様

くまもと県産酒で乾杯条例の一部を改正する条例（案）

くまもと県産酒で乾杯条例（平成30年熊本県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「未成年者」を「20歳未満の者」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（提案理由）

民法の一部改正により、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることとなったが、未成年者飲酒禁止法の一部改正により、20歳未満の者の飲酒禁止が維持されるため、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。